

子育て応援とうきょう会議
マスコットキャラクター・キャッチコピー使用承認規定



平成20年6月23日制定
平成21年2月19日一部改定
平成30年4月26日一部改定

(趣旨)

第1 子育て応援とうきょう会議（以下「とうきょう会議」という。）が目指す「社会全体で子育てを支援する」気運を醸成するため、広く親しまれ、とうきょう会議のメッセージを広く周知することを目的とする。

(使用の範囲)

第2 とうきょう会議マスコットキャラクター及びとうきょう会議キャッチコピー（以下「マスコットキャラクター及びキャッチコピー」という。）は、とうきょう会議のほか、次に掲げる者が使用することができる。

- (1) 東京都
- (2) とうきょう会議構成団体
- (3) とうきょう会議協働会員
- (4) その他とうきょう会議が使用を認めた者

(使用の制限)

第3 次のいずれかの一つに該当するときは、マスコットキャラクター及びキャッチコピーの使用は承認しない。

- (1) 営利活動又は特定の政治・宗教活動等を助長するおそれのあるとき。
- (2) 主として自己の信用を高めるために使用するものであるとき。
- (3) 自己の活動のキャラクターとして使用するものであるとき。
- (4) 自己の名称、愛称または商標として使用するものであるとき。
- (5) その他、とうきょう会議が不相当と認めるとき。

(使用料)

第4 マスコットキャラクター及びキャッチコピーの使用料は、原則無償とする。

(使用承認手続)

第5 第2の(4)に基づき、マスコットキャラクター及びキャッチコピーを使用しよう

とする者は、使用申請書（別記第1号様式）をとうきょう会議事務局長（以下「事務局長」とする。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 事務局長は、マスコットキャラクター及びキャッチコピーの使用を承認するときは、使用承認書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。
- 3 事務局長は、使用承認の交付に際して必要があるときは、条件を付することができるものとする。

（使用の遵守事項）

第6 マスコットキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イメージを損なう展開をしないこと。
 - (2) 広報印刷物等においてマスコットキャラクターを使用する際、次に掲げる方法で使用しないこと。
 - ア 構成要素のバランスを変更したり、色や形を変更したりすること。
 - イ 変形（長体・平体・斜体）させたり回転させたりすること。
 - ウ 画像に影を付けるなどの効果をかけること。
 - エ マスコットキャラクターの構成要素を減らしたり、増やしたりすること。
 - (3) マスコットキャラクターを使用する対象物の安全性、表示に関する事項については、各種法令に基づき使用者が全て責任を負うものとする。
 - (4) 広報用印刷物等の作成を行う者は、当該作成物にリサイクル資材や環境に配慮した材料を取り入れるよう努力すること。
- 2 マスコットキャラクターを使用する権利を、第三者に譲渡してはならない。
 - 3 本事業が何らかの事由により中止され、又は本事業の内容について変更が行われた場合であっても、都に対して何らの損害賠償その他の請求及び権利の主張を行ってはならない。

（報告及び調査）

第7 事務局長は、マスコットキャラクター及びキャッチコピーの使用を承認した者に対し、使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

- 2 事務局長は、前項により、マスコットキャラクター及びキャッチコピーの使用が適切でない認められるときは、承認を取り消すことができる。